

○ 内閣府令・法務省令二段表 イメージ

案	信託法施行規則・信託計算規則
公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令（令和七年内閣府令・法務省令第●号）【P】	
公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第一百五十一条第一項第五号、第一百五十二条第二項第三号、第一百五十五条第一項第七号、第一百五十六条第二項第三号、第一百五十九条第一項第七号、第一百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の規定に基づき、公益信託に関する信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令を次のように定める。	
目次	目次【信託法施行規則】
第一章 総則	第一章 総則 第一節 通則（第一条・第二条） 第二節 自己信託に係る公正証書等の記載事項等（第三条）
第二章 受託者等（第●条・第●条）	第二章 受託者等（第四条・第五条）

第三章 公益信託の併合及び分割	第三章 受益者集会（第六条—第十一条）
第一節 公益信託の併合（第●条・第●条）	第四章 信託の併合及び分割
第二節 公益信託の分割	第一節 信託の併合（第十二条・第十三条）
第一款 吸收信託分割（第●条・第●条）	第二節 信託の分割
第二款 新規信託分割（第●条・第●条）	第一款 吸收信託分割（第十四条・第十五条）
第四章 限定責任信託の特例（第●条）	第二款 新規信託分割（第十六条・第十七条）
第五章 電磁的記録等（第●条—第●条）	第五章 受益証券発行信託の特例（第十八条—第二十三条）
第六章 計算	第六章 限定責任信託の特例（第二十四条）
第一節 総則（第●条—第●条）	第七章 電磁的記録等（第二十五条—第三十二条）
第二節 信託帳簿及び財産状況開示資料の作成（第●条・第●条）	第八章 計算（第三十三条）
第三節 限定責任信託の計算	附則
第一款 会計帳簿	目次【信託計算規則】
第一目 総則（第●条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二目 資産及び負債（第●条—第●条）	第二章 信託帳簿及び財産状況開示資料の作成（第四条・第五条）
第三目 金銭以外の当初拠出財産等の評価（第●条・第●条）	第三章 限定責任信託の計算
第二款 計算関係書類等	第一節 会計帳簿
第一目 総則（第●条—第●条）	第一款 総則（第六条）
	第二款 資産及び負債（第七条—第九条）
	第三款 金銭以外の当初拠出財産等の評価（第十条・第十二条）
	第二節 計算関係書類等
	第一款 総則（第十二条—第十七条）

第二目 計算書類等（第●条—第●条）	第二款 計算書類等（第十八条—第二十二条）
第三目 信託概況報告（第●条）	第三款 信託概況報告（第二十三条）
第三款 清算中の信託の特例（第●条—第●条）	第三節 納付可能額の算定方法（第二十四条）
第一章 総則	第四節 清算中の信託の特例（第二十五条—第二十九条）
(目的)	第四章 受益証券発行限定責任信託の会計監査（第三十条—第三十三条）
第一条 この命令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「法」という。）第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第一百五十一条第一項第五号、第一百五十二条第二項第三号、第一百五十五条第一項第七号、第一百五十六条第二項第三号、第一百五十九条第一項第七号、第一百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。	附則
(定義)	第一章 総則
第二条 この命令において使用する用語は、法において使用する用	(目的)
	第一条 この省令は、信託法（平成十八年法律第百八号。以下「法」という。）の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。【 信託法施行規則】
	第一条 この省令は、信託法（平成十八年法律第百八号。以下「法」という。）の規定により委任された信託の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。【 信託計算規則】
	(定義)
	第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用

<p>語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機により情報処理の用に供されるものであって、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものをいう。【P】</p>	<p>一 自己信託 法第三条第三号に掲げる方法によってされる信託をいう。</p> <p>二 電磁的記録 法第三条第三号に規定する電磁的記録をいう。</p>
<p>二 財産状況開示資料等 次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。</p>	<p>三 電磁的方法 法第百八条第三号に規定する電磁的方法をいう。</p>
<p>イ 限定責任信託以外の公益信託 信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録</p> <p>ロ 限定責任信託である公益信託（以下「限定責任公益信託」という。） 同法第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録</p>	<p>四 財産状況開示資料等 次のイ又はロに掲げる信託の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。</p> <p>イ 限定責任信託以外の信託 法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録</p> <p>ロ 限定責任信託 法第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録（法第二百五十二条第四項において読み替えて適用する法第二百二十二条第四項の規定の適用がある場合にあっては、法第二百五十二条第一項の会計監査報告を含む。）</p>

(信託法の適用関係)	
第三条 この命令において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。	
第二章 受託者等 (第●条・第●条) (分別管理の方法)	第二章 受託者等 (第四条・第五条)
第四条 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める財産は、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの（同法第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とする。 2 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする。 (前受託者が破産管財人に通知すべき事項)	第四条 法第三十四条第一項第三号に規定する法務省令で定める財産は、法第二百六条第一項その他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの（法第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とする。 2 法第三十四条第一項第三号に規定する法務省令で定めるものは、法第二百六条第一項その他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする。 (前受託者が破産管財人に通知すべき事項)
第五条 信託法第五十九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 信託財産に属する財産の内容及び所在 二 信託財産責任負担債務の内容 三 法第四条第二項第三号に規定する帰属権利者に関する事項	第五条 法第五十九条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 信託財産に属する財産の内容及び所在 二 信託財産責任負担債務の内容 三 知れている受益者及び法第百八十二条第一項第二号に規定す

	る帰属権利者の氏名又は名称及び住所
四 公益信託に係る信託行為の内容	四 信託行為の内容
第三章 公益信託の併合及び分割	第四章 信託の併合及び分割
第一節 公益信託の併合	第一節 信託の併合
(公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項)	(信託の併合に当たり明らかにすべき事項)
第六条 信託法第百五十一条第一項第五号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第十二条 法第百五十一条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 公益信託に係る信託の併合（以下「公益信託の併合」という。）をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項	一 信託の併合をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項
イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所	イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
ロ 信託の年月日	ロ 信託の年月日
ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地（信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）	ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地（法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）
二 公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容	二 信託の併合をする他の信託の信託行為の内容
三 公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき	三 法第百五十一条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項
	四 前号に規定する場合には、受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項
	五 信託の併合をする各信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到

時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項)	来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項)
イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨	イ 第二条第四号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨
ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容	ロ 第二条第四号ロに定める書類又は電磁的記録法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
四 公益信託の併合をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容	六 信託の併合をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
五 公益信託の併合をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)	七 信託の併合をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)
第七条 信託法第百五十二条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第十三条 法第百五十二条第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 公益信託の併合をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該公益信託の併合をする各公益信託を特定するために必要な事項	一 信託の併合をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該信託の併合をする各信託を特定するために必要な事項
イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所	イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
ロ 信託の年月日	ロ 信託の年月日
ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地	ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
二 前条第三号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権	二 前条第五号に掲げる事項（法第百五十二条第一項の債権者が

者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)	当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)
三 前条第四号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）	三 前条第六号に掲げる事項（法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）
四 公益信託の併合が効力を生ずる日以後における公益信託の併合後の公益信託の信託財産責任負担債務（公益信託に係る信託の併合をする他の公益信託の信託財産責任負担債務であったものを除く。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）	四 信託の併合が効力を生ずる日以後における信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務（信託の併合をする他の信託の信託財産責任負担債務であったものを除く。）の履行の見込みに関する事項（法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）
第二節 信託の分割	第二節 信託の分割
第一款 吸收信託分割	第一款 吸收信託分割
(吸收信託分割に当たり明らかにすべき事項)	(吸收信託分割に当たり明らかにすべき事項)
第八条 信託法第百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第十四条 法第百五十五条第一項第七号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 吸收信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項 その他の当該吸收信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項	一 吸收信託分割をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該吸收信託分割をする各信託を特定するために必要な事項
イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所	イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

<p>□ 信託の年月日</p> <p>ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 吸收信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容</p>	<p>□ 信託の年月日</p> <p>ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 吸收信託分割をする他の信託の信託行為の内容</p> <p>三 法第百五十五条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項</p> <p>四 前号に規定する場合には、分割信託（法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受益者に対する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項</p> <p>五 吸收信託分割に際して、承継信託（法第百五十五条第一項第六号に規定する承継信託をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属する財産（承継信託の受益権を含む。）を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法</p> <p>六 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項</p> <p>七 吸收信託分割をする各信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）</p> <p>イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨</p> <p>ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 同法第二百二十九条第一項第一号に定める場合</p>
<p>□ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨</p> <p>ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 同法第二百二十九条第一項第一号に定める場合</p>	<p>□ 第二条第四号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨</p> <p>ロ 第二条第四号ロに定める書類又は電磁的記録 法第二百二十九条第一項第一号に定める場合</p>

二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容	十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
<p>六 吸收信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p>	<p>八 吸收信託分割をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p>
<p>七 吸收信託分割をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)</p>	<p>九 吸收信託分割をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)</p>
<p>第九条 信託法第百五十六条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 吸收信託分割をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸收信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項</p> <p>イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所 ロ 信託の年月日 ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 前条第五号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p> <p>三 前条第六号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置</p>	<p>第十五条 法第百五十六条第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 吸收信託分割をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該吸收信託分割をする各信託を特定するために必要な事項</p> <p>イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所 ロ 信託の年月日 ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 前条第七号に掲げる事項（法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p> <p>三 前条第八号に掲げる事項（法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受</p>

<p>を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)</p>	<p>託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)</p>
<p>四 当該公益信託が分割信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務（吸收信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>	<p>四 当該信託が分割信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務（吸收信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>
<p>五 当該公益信託が承継信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務（信託法第百五十六条第一項の規定により吸收信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。）の履行の見込みに関する事項（同項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>	<p>五 当該信託が承継信託である場合には、吸收信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務（法第百五十六条第一項の規定により吸收信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。）の履行の見込みに関する事項（同項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>
<p>第二款 新規信託分割 (新規信託分割に当たり明らかにすべき事項)</p>	<p>第二款 新規信託分割 (新規信託分割に当たり明らかにすべき事項)</p>
<p>第十条 信託法第百五十九条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第十六条 法第百五十九条第一項第七号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>
<p>一 二以上の公益信託により新規信託分割が行われるときは、当</p>	<p>一 二以上の信託により新規信託分割が行われるときは、当該新</p>

該新規信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項 その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項	規信託分割をする他の信託についての次に掲げる事項その他の 当該他の信託を特定するために必要な事項
イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所	イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
ロ 信託の年月日	ロ 信託の年月日
ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地	ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の公益 信託の信託行為の内容	二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の信託 の信託行為の内容
	三 法第百五十九条第一項第三号に規定する場合には、同号に掲 げる事項の定めの相当性に関する事項
	四 前号に規定する場合には、従前の信託（新規信託分割をする 他の信託がある場合にあっては、従前の信託及び当該他の信託 。以下この条及び次条第一号において同じ。）の受益者に対する 金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定め の相当性に関する事項
	五 新規信託分割に際して、新たな信託の受益権を従前の信託の 信託財産に帰属させることとするときは、当該受益権の内容及 び数若しくは額又はこれらの算定方法
	六 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性 に関する事項
三 従前の公益信託において直前に作成された財産状況開示資料等 の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない ときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ 、当該イ又はロに定める事項）	七 従前の信託において直前に作成された財産状況開示資料等の 内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない ときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応 じ、当該イ又はロに定める事項）

<p>イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨</p> <p>ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 同法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容</p> <p>四 従前の公益信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p> <p>五 新規信託分割をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)</p> <p>第十一条 信託法第百六十条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 従前の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該従前の公益信託を特定するために必要な事項</p> <p>イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所 ロ 信託の年月日 ハ 限定責任公益信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 前条第三号に掲げる事項（信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p> <p>三 前条第四号に掲げる事項（信託法第百六十条第一項の債権者</p>	<p>イ 第二条第四号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨</p> <p>ロ 第二条第四号ロに定める書類又は電磁的記録 法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容</p> <p>八 従前の信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容</p> <p>九 新規信託分割をする理由 (債権者の異議に関する公告事項)</p> <p>第十七条 法第百六十条第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 従前の信託についての次に掲げる事項その他の当該従前の信託を特定するために必要な事項</p> <p>イ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所 ロ 信託の年月日 ハ 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地</p> <p>二 前条第七号に掲げる事項（法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p> <p>三 前条第八号に掲げる事項（法第百六十条第一項の債権者が当</p>
--	--

<p>が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)</p>	<p>四 新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務及び新たな公益信託の信託財産責任負担債務（当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務のうち、新規信託分割により新たな公益信託の信託財産責任負担債務となったものに限る。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>	<p>該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法)</p>	<p>四 新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務（当該従前の信託の信託財産責任負担債務のうち、新規信託分割により新たな信託の信託財産責任負担債務となったものに限る。）の履行の見込みに関する事項（法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ことができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）</p>
<p>第四章 限定責任信託の特例</p>	<p>第十二条 信託法第二百六条第二項第六号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、信託事務年度とする。</p>	<p>第二十四条 法第二百六条第二項第六号に規定する法務省令で定める事項は、信託事務年度とする。</p>	<p>第七章 電磁的記録等 (電磁的記録)</p>
<p>第五章 電磁的記録等</p>			<p>第二十五条 法第三条第三号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条及び第三十二条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>

(電磁的記録の作成)	(電磁的記録の作成)
第十三条 信託法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第二百二十二条第六項本文、第七項若しくは第八項本文に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取る方法とする。	第二十六条 法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第二百二十二条第六項本文、第七項若しくは第八項本文に規定する法務省令で定める方法は、書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取る方法とする。
(電磁的記録に記録された事項の提供の方法)	(電磁的記録に記録された事項の提供の方法)
第十四条 信託法第三十七条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）若しくは第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書（同条第七項後段において準用する場合を含む。）若しくは第八項ただし書（第二号においてこれらの規定を「提供規定」と総称する。）に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法（信託法施行規則第三十条第一項及び第二項に規定する方法をいう。第十七条第二項において同じ。）のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。 一 公益信託に係る信託行為に定めた方法 二 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めた方法	第二十七条 法第三十七条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）若しくは第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書（同条第七項後段において準用する場合を含む。）若しくは第八項ただし書（第二号においてこれらの規定を「提供規定」と総称する。）に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。 一 信託行為に定めた方法 二 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めた方法
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 信託法第三十八条第一項第二号	第二十八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十八条第一項第二号

二 信託法第三十八条第六項第二号 (検査役が提供する電磁的記録等)	二 法第三十八条第六項第二号 三 法第百九十条第二項第二号 四 法第二百五十二条第二項第二号 (検査役が提供する電磁的記録等)
第十六条 信託法第四十七条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び同法第四十七条第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。	第二十九条 法第四十七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び法第四十七条第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。
2 信託法第四十七条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。	2 法第四十七条第四項に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。 (電磁的方法)
	第三十条 法第百八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受

	<p>ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p>
<p>第六章 公益信託に係る計算 (会計慣行のしん酌)</p> <p>第十七条 この章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。</p> <p>第二節 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成 (公益信託に関する信託帳簿等の作成)</p> <p>第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託（特定資産公益信託を除く。）に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び信託法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、信託法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿</p>	<p>(会計慣行のしん酌)</p> <p>第三条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。</p> <p>第二章 信託帳簿及び財産状況開示資料の作成 (信託帳簿等の作成)</p> <p>第四条 法第三十七条第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「信託帳簿」という。）の作成及び法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録の作成については、この条に定めるところによる。</p>

<p>とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき財産状況開示資料とする。</p>	
<p>2 前項の公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節の規定に従って行わなければならない。</p>	<p>2 信託帳簿は、一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもって信託帳簿とすることができる。</p>
	<p>3 法第三十七条第二項に規定する法務省令で定める書類又は電磁的記録は、この条の規定により作成される財産状況開示資料とする。</p>
	<p>4 財産状況開示資料は、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものでなければならない。</p>
	<p>5 財産状況開示資料は、信託帳簿に基づいて作成しなければならない。</p>
	<p>6 信託帳簿又は財産状況開示資料の作成に当たっては、信託行為の趣旨をしん酌しなければならない。</p>
<p>(特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成)</p>	<p>(会計帳簿等を作成すべき信託の特例)</p>
<p>第十九条 特定資産公益信託に関する公益信託の信託帳簿の作成及び公益信託の財産状況開示資料の書類又は電磁的記録の作成については、この条に定めるところによる。</p>	<p>第五条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する信託については、法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき財産状況開示資料とする。</p>
	<p>一 当該信託の受益権（二以上の受益権がある場合にあっては、そのすべての受益権）について法第九十三条第一項ただし書の規定の適用がなく、かつ、当該受益権について譲渡の制限がな</p>

	<p>いこと。</p> <p>二 第三者の同意又は承諾を得ることなく信託財産に属する財産のうち主要なものの売却若しくは信託財産に属する財産の全部若しくは大部分の売却又はこれらに準ずる行為を行う権限を当該信託の受託者が信託行為によって有していること。</p>
2 公益信託の信託帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。【P】	2 前条の規定にかかわらず、前項に規定する信託においては、信託帳簿及び財産状況開示資料の作成は、次章（第二十条及び第三節を除く。）の規定に従って行わなければならない。
3 公益信託の財産状況開示資料は、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにする収支決算書並びに貸借対照表（以下この条において「特定資産公益信託の計算書類」という。）及び信託概況報告でなければならない。	
4 特定資産公益信託の計算書類は、信託帳簿に基づいて作成しなければならない。	
5 信託概況報告は、当該公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。	
6 第一項から前項までの規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託者（法第百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。）が作成すべきものについては、第三十六条から第四十条までの規定の例による。【P】	
第三節 限定責任公益信託の計算	第三章 限定責任信託の計算

第一款 会計帳簿	第一節 会計帳簿
第一目 総則	第一款 総則
第二十条 信託法第二百二十二条第二項の規定による会計帳簿の作成については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。	第六条 法第二百二十二条第二項の規定による会計帳簿の作成については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この節に定めるところによる。
2 会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。	2 会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。
第二目 資産及び負債	第二款 資産及び負債
(資産の評価)	(資産の評価)
第二十一条 資産については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。	第七条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。
2 償却すべき資産については、信託事務年度の末日（信託事務年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。	2 償却すべき資産については、信託事務年度の末日（信託事務年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
3 次の各号に掲げる資産については、信託事務年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。	3 次の各号に掲げる資産については、信託事務年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 信託事務年度の末日における時価	一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 信託事務年度の末日における時価
二 信託事務年度の末日において予測することができない減損が	二 信託事務年度の末日において予測することができない減損が

生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額	生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額
4 取立不能のおそれのある債権については、信託事務年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。	4 取立不能のおそれのある債権については、信託事務年度の末日においてその時に取り立てことができないと見込まれる額を控除しなければならない。
5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。	5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。
6 次に掲げる資産については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産 二 前号に掲げる資産のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適當な資産 (負債の評価)	6 次に掲げる資産については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産 二 前号に掲げる資産のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適當な資産 (負債の評価)
第二十二条 負債については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。	第八条 負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。
2 次に掲げる負債については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一 将來の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該信託事務年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金 二 前号に掲げる負債のほか、信託事務年度の末日においてその	2 次に掲げる負債については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一 将來の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該信託事務年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金 二 前号に掲げる負債のほか、信託事務年度の末日においてその

<p>時の時価又は適正な価格を付すことが適當な負債 (のれんの評価)</p> <p>第二十三条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 有償で譲り受けた場合 二 公益信託の併合又は公益信託の分割により取得した場合 三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。 <p>第三款 金銭以外の当初拠出財産等の評価</p> <p>(当初拠出財産の評価) 【P】</p> <p>第二十四条 金銭以外の当初拠出財産（信託行為において信託財産に属るべきものと定められた財産をいう。以下この条において同じ。）については、委託者における信託の直前の適正な帳簿価額を付さなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該当初拠出財産の取得原価を当該当初拠出財産の市場価格（市場価格がない場合にあっては、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。以下この項において同じ。）をもって測定することとすべき場合には、当該市場価格を付さなければならない。 (金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付する場合の評価) 【P】</p> <p>第二十五条 金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付する</p>	<p>時の時価又は適正な価格を付すことが適當な負債 (のれんの評価)</p> <p>第九条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 有償で譲り受けた場合 二 信託の併合又は信託の分割により取得した場合 三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。 <p>第三款 金銭以外の当初拠出財産等の評価</p> <p>(当初拠出財産の評価)</p> <p>第十条 金銭以外の当初拠出財産（信託行為において信託財産に属るべきものと定められた財産をいう。以下この条において同じ。）については、委託者における信託の直前の適正な帳簿価額を付さなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該当初拠出財産の取得原価を当該当初拠出財産の市場価格（市場価格がない場合にあっては、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。以下この項において同じ。）をもって測定することとすべき場合には、当該市場価格を付さなければならない。 (金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付する場合の評価)</p> <p>第十一条 金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付すると</p>
--	--

ときは、当該財産については、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価額を付さなければならない。	ときは、当該財産については、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価額を付さなければならない。
一 市場価格のある財産 市場価格	一 市場価格のある財産 市場価格
二 市場価格がない場合であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されている財産 当該評価慣行により算定された価額	二 市場価格がない場合であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されている財産 当該評価慣行により算定された価額
三 市場価格がない財産であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産 納付の直前における当該財産の適正な帳簿価額	三 市場価格がない財産であって一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産 納付の直前における当該財産の適正な帳簿価額
2 前項の規定にかかわらず、納付の直前における当該財産の適正な帳簿価額を付すべき場合には、当該帳簿価額を付さなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、納付の直前における当該財産の適正な帳簿価額を付すべき場合には、当該帳簿価額を付さなければならない。
第二款 計算関係書類等	第二節 計算関係書類等
(計算関係書類等)	第一款 総則
第二十六条 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきものについては、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。	第十二条 法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきものについては、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この節に定めるところによる。
2 信託法第二百二十二条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める書類又は電磁的記録は、貸借対照表、損益計算書（損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）信託概況報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）	2 法第二百二十二条第四項に規定する法務省令で定める書類又は電磁的記録は、貸借対照表、損益計算書（損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）

的記録を含む。以下同じ。) とする。	む。以下同じ。) とする。
3 前項に規定する書類又は電磁的記録は、信託事務年度の経過後、三月以内に作成しなければならない。	3 前項に規定する書類又は電磁的記録は、信託事務年度の経過後、三月以内に作成しなければならない。 4 会計監査人設置信託（法第二百四十八条第三項に規定する会計監査人設置信託をいう。）における前項の規定の適用については、同項中「作成しなければ」であるのは、「作成し、法第二百五十二条第一項の会計監査を受けなければ」とする。
(表示の原則)	(表示の原則)
第二十七条 信託法 第三十七条第二項及び第二百二十二条第三項並びに第四項の規定により作成すべきもの（信託概況報告及びその附属明細書を除く。）に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。	第十三条 法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきもの（信託概況報告及びその附属明細書を除く。）に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
第二十八条 貸借対照表又は損益計算書（以下「計算書類」という。）には、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。	第十四条 貸借対照表又は損益計算書（以下「計算書類」という。）には、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。
一 資産の評価基準及び評価方法	一 資産の評価基準及び評価方法
二 固定資産の減価償却の方法	二 固定資産の減価償却の方法
三 引当金の計上基準	三 引当金の計上基準
四 収益及び費用の計上基準	四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）をも注記しなければならない。	2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）をも注記しなければならない。
一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
二 表示方法を変更したときは、その内容 (追加情報の注記)	二 表示方法を変更したときは、その内容 (追加情報の注記)
第二十九条 この節に定めるもののほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。 (効力発生日の貸借対照表)	第十五条 この節に定めるもののほか、信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。 (効力発生日の貸借対照表)
第三十条 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、限定責任信託の効力が生じた日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。 (各信託事務年度に係る計算書類)	第十六条 法第二百二十二条第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、限定責任信託の効力が生じた日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。 (各信託事務年度に係る計算書類)
第三十一条 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該信託事務年度の前信託事務年度の末日の翌日（当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあっては、限定責任公益信託の効力が生じた日）から当該信託事務年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年を超えることができない。	第十七条 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該信託事務年度の前信託事務年度の末日の翌日（当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあっては、限定責任信託の効力が生じた日）から当該信託事務年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年を超えることができない。
2 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該信託事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。	2 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該信託事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二款 計算書類等 (貸借対照表の区分)	第二款 計算書類等 (貸借対照表の区分)
第三十二条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。 一 資産 二 負債 三 純資産 2 資産の部は、流動資産、固定資産その他の適当な項目に細分しなければならない。 3 負債の部は、流動負債、固定負債その他の適当な項目に細分しなければならない。 4 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区別することができる。	第十八条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。 一 資産 二 負債 三 純資産 2 資産の部は、流動資産、固定資産その他の適当な項目に細分することができる。 3 負債の部は、流動負債、固定負債その他の適当な項目に細分することができる。 4 純資産の部は、信託拠出金、剰余金その他の適当な項目に細分することができる。 (受益債権に係る債務の額の計上の禁止) 第十九条 受益債権に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。 (給付可能額の注記) 第二十条 貸借対照表には、給付可能額（法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。以下この章において同じ。）を注記しなければならない。 (損益計算書)
(損益計算書の区分)	第二十一条 損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない
第三十三条 損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。	

	。
一 経常収益	
二 【信託】事業費	
三 【信託】管理費	
四 経常外収益	
五 経常外費用	
2 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。	
3 損益計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。 (附属明細書)	(附属明細書)
第三十四条 各信託事務年度に係る計算書類の附属明細書には、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。	第二十二条 各信託事務年度に係る計算書類の附属明細書には、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
第三目 信託概況報告	第三款 信託概況報告
第三十五条 信託概況報告は、当該限定責任公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。	第二十三条 信託概況報告は、当該限定責任信託の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。
2 信託概況報告の附属明細書は、信託概況報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。	2 信託概況報告の附属明細書は、信託概況報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。
	第三節 納付可能額の算定方法
	第二十四条 法第二百二十五条に規定する法務省令で定める方法は、信託財産に係る納付（当該信託の受益権を当該信託の信託財産

	<p>に帰属させることに代えて当該受益権を有する者に信託財産に属する財産を交付する行為を含む。以下この項において同じ。) の日の属する信託事務年度の前信託事務年度の末日における純資産額から次の各号に掲げる額の合計額を控除する方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 百万円（信託行為において、信託留保金の額を定め、又はこれを算定する方法を定めた場合において、当該信託留保金の額又は当該方法により算定された信託留保金の額が百万円を超えるときにあっては、当該信託留保金の額） 二 信託財産に係る給付の日の属する信託事務年度の前信託事務年度の末日後に信託財産に係る給付をした場合における給付をした信託財産に属する財産の帳簿価額の総額 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の純資産額の計算上、自己受益権（受益権が当該受益権に係る信託の信託財産に属する場合における当該受益権をいう。）は、資産として計上されていないものとする。 3 限定責任信託においては、第一項の信託行為において定めた給付可能額又は給付可能額を算定する方法は、信託の変更によって変更することができない。
<p>第三款 清算中の公益信託の特例 (総則)</p> <p>第三十六条 第二十六条第一項の規定にかかわらず、信託法第二百二十二条第四項の規定により公益信託の清算受託者が作成すべきものについては、この款に定めるところによる。</p>	<p>第四節 清算中の信託の特例 (総則)</p> <p>第二十五条 第十二条第一項の規定にかかわらず、法第二百二十二条第四項の規定により清算受託者（法第百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下この節において同じ。）が作成すべきものについては、この節に定めるところによる。</p>

(財産目録)	(財産目録)
<p>第三十七条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、信託法第百七十五条に規定する場合に該当することとなった日（以下この款において「清算開始の日」という。）における財産目録を作成しなければならない。</p>	<p>第二十六条 清算受託者は、信託の清算が開始したときは、遅滞なく、法第百七十五条に規定する場合に該当することとなった日（以下この節において「清算開始の日」という。）における財産目録を作成しなければならない。</p>
<p>2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、清算開始の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の公益信託の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。</p>	<p>2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、清算開始の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の信託の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。</p>
<p>3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。</p>	<p>3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。</p>
<p>一 資産</p>	<p>一 資産</p>
<p>二 負債</p>	<p>二 負債</p>
<p>三 正味財産</p>	<p>三 正味資産</p>
<p>（清算開始時の貸借対照表）</p>	<p>（清算開始時の貸借対照表）</p>
<p>第三十八条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、清算開始の日における貸借対照表を、財産目録に基づき作成しなければならない。</p>	<p>第二十七条 清算受託者は、信託の清算が開始したときは、遅滞なく、清算開始の日における貸借対照表を、財産目録に基づき作成しなければならない。</p>
<p>2 前項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、</p>	<p>2 前項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、</p>

その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。 一 資産 二 負債 三 純資産	その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。 一 資産 二 負債 三 純資産
3 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。 (各清算事務年度に係る貸借対照表) 第三十九条 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度（清算開始の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。以下この節において同じ。）に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならない。	3 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。 (各清算事務年度に係る貸借対照表) 第二十八条 清算受託者は、各清算事務年度（清算開始の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。以下この節において同じ。）に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならない。
2 前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。 3 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければならない。 4 前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。 (各清算事務年度に係る事務報告) 第四十条 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成しなければならない。	2 前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。 3 清算受託者は、各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければならない。 4 前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。 (各清算事務年度に係る事務報告) 第二十九条 清算受託者は、各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成しなければならない。
2 前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要	2 前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要

な事項をその内容としなければならない。	な事項をその内容としなければならない。
3 第一項の附属明細書は、同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。	3 第一項の附属明細書は、同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

人

十